

韓国における移民関連施策および 支援状況に関する実態調査報告（6）

佐藤 潤一，新矢麻紀子，大谷 晋也，春原憲一郎

A Field Study Report on Migration Policies and Support Systems for Migrants in Korea（6）

SATOH Junichi, SHIN'YA Makiko, OTANI Shinya, HARUHARA Kenichiro

要旨

移民の受入れと、それに伴う移民政策が急速に進んできている韓国。そこに、筆者らの研究グループ「日本語教育保障法研究会」は科学研究費補助金によって2009年より3か年にわたって赴き、移民関連施策や移民への生活・教育支援に関する調査を行ってきた。本稿は、2011年9月に実施した第3回目となる現地実態調査の報告後編であり、2009年度調査の報告書から通算して第6号にあたる。

本稿は、本研究全体の概略及び韓国現地実態調査の概要（第1章）、「ソル・ドンフン氏」（第2章）、「法務部（法務省）」（第3章）、「アジア人権文化連帯」（第4章）、「富川市労働者の家」（第5章）に関する調査報告によって構成される。なお、2011年度調査報告の前編は本号に報告（5）として掲載されている。

1. 本研究全体の概略及び韓国現地実態調査の概要

筆者らの「日本語教育保障法研究会」は、2009年度より科学研究費補助金を受けて、「日本語教育保障法」に向けた理論的・実証的研究—言語教育学と公法学の視点から—というテーマで、日本において外国人に対する日本語教育を公的に保障する「日本語教育保障

法」の制定を実現するためには何が必要であるか、何に留意すべきであるかを検討している。その一環として、海外諸国および国内の自治体における外国人受入れ施策や生活支援状況、教育状況について調査を実施してきた。

本稿は、2011年9月に実施した韓国における移民関連施策および移民支援の状況に関する現地実態調査の報告後編である。

2011年度調査では、政府機関の「法務部出入国外国人政策本部外国人政策課」、政府委託機関の「ムジゲ青少年センター」、外国人労働者支援のNPO機関である「富川市労働者の家」、 「アジア人権文化連帯」を訪問した。そして、青少年政策の研究者である「キム・ヒョンチョル氏」、外国人受入れ政策の研究者である「ソル・ドンファン氏」、文解（識字）教育の実践者であり活動家である「マン・ヒ氏」に聞き取り調査を行った。

調査にあたっては、予め日本から調査先に概要や質問項目を示し、それに沿う形で回答をいただきながら、併せて関連の質問をするという形式を採った。

日程、調査参加者等の詳細は、本号2011年度調査報告の(5)第2章を参照していただきたい。

各執筆箇所の文責は、第1章及び第3章が佐藤潤一、第2章が大谷晋也、第4章が新矢麻紀子、第5章が春原憲一郎である。

2. ソル・ドンファン氏

日時：2011年9月5日(月)午後1時～3時

訪問者：山田泉・新矢麻紀子・岩槻知也・佐藤潤一・春原憲一郎・三登由利子・尹世羅・朴海淑(通訳)・大谷晋也(報告者)

協力者：ソル・ドンファン氏(全北大学教授)

ソル・ドンファン氏は、20年以上にわたって外国人問題を研究してきた、この分野における韓国の第一人者である。外国人労働者や結婚移民者や留学生、さらには、人身売買や脱北者の問題も研究対象としている。結婚移民者という言葉が韓国で最初に使ったのも氏である。韓国では、1980年代末ごろから外国人の存在が顕在化し始めた。それから今日までの20年あまり、政府から依頼されて政策立案に携わってきた。金大中や盧武鉉などのいわゆる進歩的な大統領が政権についていたときも、保守的といわれる現在の李明博政権においても、外国人施策についてさまざまな仕事を政府と協力して行っている。外国人にかかわる韓国の法律は多数にのぼるが、在韓外国人処遇基本法や多文化家族支援法のほか、外国人労働者の雇用等に関する法律などが代表例として挙げられる。外国人労働者の雇用

等に関する法律の素案は氏が策定したほか、結婚仲介業の管理に関する法律も、氏が示した資料をもとに制定されている。

以下、氏から聞き取り調査した内容の概略を報告する。

最近、東アジア諸国がなぜ移住者を受け入れようとしないのかに関心を持ち、研究を進めている。たとえば、日本では多文化共生社会というような言葉が盛んに用いられているが、移民を積極的に受け入れようとはしていない。韓国も同様で、当初日本の技能研修・実習制度を参考にして1990年代初めに産業研修制度を作り、一定期間しか外国人が韓国に滞在できないようにした。しかし、中小企業の利害関係が絡んで、オーバーステイや人権侵害、強制退去などのさまざまな問題が出てきたため、その後、2003年8月に「雇用許可制」について定めた外国人労働者の雇用等に関する法律が公布され、2004年8月から施行された。同法により、現在韓国は5年(注:正確には4年10か月)を限度に非熟練労働者を受け入れているが、やはり定住は認めていない。

日本と韓国の外国人政策は非常に似通っている。韓国が発展し始めたころには特に、日本の法律をコピーしたような法律も多かった。日本は早い時期に高度成長を遂げたが、現在韓国はそれ以上のスピードで成長しつつある。それは、すでにできあがった日本の合理的なシステムを受け入れて進めてきたために可能になった面もある。

近年は中国が大きな力を持ちつつあるが、日本の力を無視することはできない。韓国は後進国家だったので、韓国人自身はまだ自国を先進国だと思っていない人が多いが、アメリカの医学学会などでは韓国は先進国として扱われている。韓国が急成長する過程の中で、日本のコピーでは間に合わない状態になってきた。外国人政策に関して、日本の技能研修・実習制度をまねて産業研修制度を作ったが、日本で法律が作られるに至った長年の経験や精神を抜きにして取り入れ、雇用者側に有利なように勝手に解釈して運用したためにさまざまな問題が生じた。そういった問題を解決するためには、日本の法律を理念や精神面を含めてさらに細かく分析したり、その他の国の法律等も研究したりしなければならない。

韓国経済が急成長した結果、日本と同じような問題や悩みを抱えるようになった。外国人政策に関する問題もその一つである。

韓国で外国人にかかわる法律は10ぐらいあるが、その代表的なものに以下がある。

- ・在韓外国人処遇基本法
- ・多文化家族支援法
- ・外国人労働者の雇用等に関する法律
- ・結婚仲介業の管理に関する法律

- ・ 出入国管理法
- ・ 在外同胞の出入国と法的地位に関する法律

出入国管理法は日本の出入国管理及び難民認定法をコピーして作ったが、運用を踏まえて改正を繰り返してきている。結婚仲介業の管理に関する法律も日本の法律を参考にして作成された。しかしながら、最初の3つは日本にはない法律である。

法律を制定する際、日本ではディスカッションを重ねて時間がかかるが、韓国では大枠を作って施行してから細部を詰めていく傾向がある。そのため、日本より法の制定が進んでいる面があるかもしれない。ただし、外国人にかかわる法律は、国内法ではあるが国際的問題を無視できないので、国際法の基準を注意深く研究しながら作られている。

雇用問題に関しては、外国人受け入れに際して国際基準を守らねばならないが、韓国人の雇用も同時に守らなければならないので、双方のバランスを取って調和させることが重要となる。日本の厚生労働省(旧労働省含む)や法務省に何度も足を運んで質問やインタビューしたこともあるし、ドイツ・フランス・台湾・シンガポールなどに行き調査した。一人ではできないので、仲間たちと調査してきたが、わずか15年のうちにさまざまなことが変化してきたので、大変だった。しかし、調査やそれに基づく議論などが活発に交わされ、それが法律として結実したことは喜ばしい。

日本の経済発展の歴史の方が韓国より長いにもかかわらず、最近では韓国の方が外国人関連立法が進んでいるのは興味深い。大統領制と議院内閣制の違いや、日本ではじっくり議論しながら進めていくということもあろうが、他にも何か理由があると思える。たとえば電化製品を比べてみると、以前は日本の製品は品質がよくて韓国製品には問題が多かったが、現在では肩を並べつつある。製品だけではなく、法律でも同様に考えることができる。一番大きな違いは、日本は一度作られたらそれほど改正されないが、韓国は何度も何度も改正を繰り返すことだろう。それは文化的な差かもしれない。韓国では大まかな法律をまず作って、施行してから細かく直している。それをインターネット等でも広く周知している。

ただ、日韓の違いは当然あるが、共通点に目を向けることも非常に重要である。現在は日韓に焦点を当てて研究しているが、台湾を入れても共通点は同じくらい見いだせるかもしれない。アメリカやカナダやオーストラリアなどの移民国家は、韓国や台湾や日本とは根本的に異なるので、参考にはなるものの、そのまま韓国に当てはめるには無理がある。以前のように韓国や台湾が日本の法律や政策をコピーできればいいが、現在は、経済発展や国際化が同時に進行しているのでそういうわけにはいかない。そこで、東アジアにあって状況の似ている韓国・日本に共通する、外国人関連の問題点、政策や法律を研究してい

る。共通する点として、在外同胞を除いて定住者を受け入れないことが挙げられるが、それは、ヨーロッパにおける欧州評議会や人権裁判所のような、国家の枠を超えて東アジア地域の人権を守ろうとする機関が存在しないことや、経済成長のためには人権がないがしろにされがちである、発展途上の政治システム等に原因があるのではないかと考えている。

《資料》

質疑応答等(「J」は日本側、「S」はソル・ドンファン氏)

J：日本も韓国も同じような状況だと思うが、日本では少子高齢化が進んでいて生産年齢人口(15-64才)3.3人が1人の老人を支えている(2005)。それが2055年になると、1.3人が1人を支えるという人口構成になる。労働力が不足して経済の国際競争力が落ちてくるからという理由で、労働者を有期雇用した方がいいと考える人たちと、移住してもらって子どもや孫まで日本のために貢献してもらいたいと考える人たちがいる。

韓国では、結婚移民者の多文化家族をサポートしている一方で、最高5年の有期雇用という形で労働者を入れているが、私自身は定住型の労働者を受け入れた方がいいと考えている。先ほど、日本も韓国も移民の受け入れをしていないとおっしゃっていたが、受け入れをするようにはならないのか。

S：韓国では、外国人労働者の雇用等に関する法律という新たな法律で受け入れたが、日本は技能研修・実習制度を改正して実習生として受け入れている。名前は違うが、日本・韓国・台湾は有期雇用ということで同じ。技能のある人を受け入れて単純労働者はカットするという発想がある。

韓日台は労働者だけを受け入れて家族を受け入れず、移民定着を妨害している。それは、労働者を次々と新しく入れ替えていくためである。ヨーロッパでは労働者の家族も受け入れることになっている。確かに、ヨーロッパ各国も増え続ける移民の家族呼び寄せに苦しんでいるが、EU共通の法律を守らなければならない。アジアにはそういった共通の法律や人権機関が存在しない。

もう一つは、多文化共生と言いながら、自分の国のために必要なのは労働者だけであって、移民として定着させるのは国益にならないと考えていることが挙げられる。

共通点の多い日韓両国だが、韓国の特殊事情について触れると、いつ南北統一されるかわからないという点がある。李明博大統領は、「朝、目が覚めてみたら昨夜泥棒が入っていたかのように突然統一されているかもしれない」と言っている。韓国の場合、統一されてしまうと北朝鮮の単純労働者があふれることになるので、今韓国が外国人労働者を受け入れるわけにはいかないという事情がある。韓国では、移民の家族同伴の問題と多文化共

生は別の次元で語られている。韓国で「多文化」というのは、韓国人と結婚した移民配偶者のことを意味する。最近では、同化というよりは対等な存在として受け入れようというコンセンサスは得られてきたと思う。

外国人雇用の場合、待遇面の平等は義務化されている。労働能力が同じ時に外国人の賃金が100で韓国人のそれが200なら、雇用主は安い方を選択する。そういうことが起こらないように、賃金と労働条件は同じにしないと法律で定められている。ただし、一番大事な原則は韓国人の雇用が優先されるということで、韓国人で埋められない残った部分に関してのみ外国人労働者を受け入れるという考え方をとっている。「外国人と同じ待遇」だという表現は韓国人に抵抗があるので、「外国人差別禁止」という言い方が用いられている。もちろん、国際基準を守るというのがベースになっているが、同時に韓国人の労働市場も守ろうという姿勢だ。

外国人労働者の雇用等に関する法律は、グローバルスタンダードを遵守する法律になっており、守らなければ雇用主を処分する強制力がある。一方、外国人が自由に職を変えることは認めておらず、韓国のNPO関係者、特に革新派の中には、職業選択の自由を奪っているのが問題があると捉えている人もいる。そういう人たちが訴え出て、現在、憲法裁判所にかかっている。私は個人的には彼らの意見には同意していない。結果は判決を待たねばならない。

J：韓国人優先という雇用に関する基準に関して、残ったところを外国人で埋めるということに関する疑問がある。私が単純に考えるのは、韓国人で埋まらない雇用条件のまま外国人にやらせているが、雇用条件を上げれば韓国人で埋まるのではないかということ。日本で縫製工場に行ったときに、社長から、高卒で月給15万円で土曜隔週休み、日曜祝日休みという条件で15年間求人を出しても一人も来ないという話を伺った。来たのは社長の娘だけだという。20万にすれば来る可能性はあるはずだが、そうすると製品に競争力がつかない。だから給料は安くせざるを得ず、人が来ない。そこで技能研修生を受け入れてしのいでいた。経済的な国際競争力をつけるために雇用条件を悪くせざるを得ないという、雇用者側の問題があるのではないか。

S：おっしゃるとおり、低賃金の仕事はある。危険な仕事には人は就かないとよくいわれるが、一番危険な仕事は宇宙飛行士だ。ところが、韓国で宇宙飛行士を募集すると博士号を持った人たちなど数千人が集まった。名誉と賃金が高ければ人は集まる。賃金さえ上げればすべての問題は解決するかもしれない。労働市場が狭い空間で行われればそのモデルがあてはまる。「労働人口が農村から都市へ移動していく一連の流れが落ち着くとターニ

ングポイントを迎え、その後労働環境がよくなる」とノーベル経済学賞を受賞した学者が言っている。ところが、安い労働者が外国からどんどん入ってくると、そのターニングポイントが訪れなくなる。日本にも不法滞在者はいるが、それは雇用する人間がいるからである。雇用主からすれば安い賃金で人を雇った者が勝つ。そういう状況下で待遇が改善することは不可能。安い労働力が入ると、どうしても賃金を下げる方向に力が働く。

J：縫製工場でミシンをかけている人が7人いたが、すべて中国人だった。日本に研修に来ているはずだが、中国で一番能力がある7人だけに来てもらっているのだから、教えることは何もないという。縫っているのは超高級ブランドのTシャツで、生地が非常に薄く、縫うのに技術が必要となる。タグにMade in Japanと書かないと高く売れないから、そのためだけに日本で製造している。中国でも同じ品質のものは作れるが、Made in Chinaでは、銀座のブティックに並べたときに人が買わないからだそうだ。私はこういう現状はまもなく崩れると思う。

S：おっしゃるとおり。そういう中国人たちは、韓国にもアメリカ本土にもグアムにもいる。グアムでもMade in USAになる。

J：この4年間、フィリピンとインドネシアからの看護師・介護福祉士の候補者受け入れにかかわっている。多文化共生というかけ声はあるが、定住者として受け入れる気はないと見ていらっしゃるお考えにまったく同感。ひとつは家族の呼び寄せができないこと。もう一つは職業選択の自由が与えられていないということ。看護師・介護福祉士候補者ではなく、日系人のように一見選択の自由がある滞在資格であっても、学歴や能力によって選択の自由は非常に制限されている。技能研修・実習制度でも事情はまったく同じだと思う。移民を二極化し、高度専門人材としての移民は家族も含めて受け入れるが、低賃金単純労働者は今までと同じように非正規で期間限定の受け入れを続けるというのは、おそらく東アジアでも欧米でもその構造は変わらないのではないかと。

S：非常に共感する部分がある。アジアはほぼ同じだが少しずつ変わってきている。EUは合法労働者に家族同伴は認めるのが共通の法律になっている。東西ドイツ統一以後、東ヨーロッパの安い賃金を利用して使い捨てにしたい雇用者はいるが、法律があるからできない。ただ、法律で縛っているのはアリバイ的な側面もある。

日系人の問題だが、選択の自由はあっても実際にはないという視点も大事なこと。韓国でも似たようなことがあり、中国の朝鮮族などの訪問同胞者には差別があったが、現在はほぼ解消している。

今後、韓国でも日本でも、絶対的に労働力が不足する。移民を受け入れなければいけな

い状況だが、どのように受け入れるべきなのか。日本の公務員だったら「自国に役に立つ外国人だけを受け入れる」と答えるだろう。世界のどの国の公務員でも同じ答えをされると思われる。しかし、実際は外国人に広く門戸を開かない限りは移民社会にならない。韓国で中国の朝鮮族を受け入れているのは日本で日系人を受け入れているようなもので、開かれているということにはならない。

Selective Immigration, つまり、国益になる人を移民させるというのは、フランスのサルコジ大統領が公言したことだが、それを考えない人はいない。だが、たとえば日本の高齢化が進めば、Selective Immigrationとはいっても、若者であればだれでも受け入れるということになる可能性もある。韓国も同様な状況にある。今の流れとしては、移民の受け入れが少なくてもまだ耐えられるからSelectiveを強調しているが、そのうちにそう言っていられなくなる。

いつも叫ばれているのは専門技術者だけを受け入れようということ。韓国もドイツもそう。ところが、たとえばインドのIT技術者を導入するためにそういう移民政策を推進しようとしても、ドイツにすら来なかった。そういう実効性のない方法論では意味がない。

J：日本でも同じ。

S：アメリカを除けば日本とドイツがトップ2なのに、その2国で失敗したらほかに成功できる国はない。どんな移民をどんな形式でどの国から受け入れるか、実効性のある方法論を打ち立てることが課題。東アジアでも日韓はノービザで行き来している。いつかはヨーロッパと同様に統合ということもありうるのではないかと思っている。

私は社会環境とか人口問題も絡めて研究しているが、今後の高齢化社会の中で社会の再編成がなければうまくいくはずがない。いずれ社会も変わってくる。人間百歳時代が訪れて、個人の人生も社会の構成も変化してくる。近代化の過程では福沢諭吉が唱えたようにヨーロッパを向いていたが、近年はアジアを向くようになり、今後はアジアから移民を受け入れるようになっていく。そこに鍵がある。

3. 法務部（法務省）出入国外国人政策本部外国人政策課

日 時：2011年9月5日（月）午後4時30分～6時15分頃

訪問者：山田泉・新矢麻紀子・大谷晋也・岩槻知也・春原憲一郎・三登由利子・朴海淑（通訳）・佐藤潤一（報告者）

協力者：外国人政策課 キム・スナム課長補佐

同部韓国移民サービス社会統合課 アン・ジェキュム事務官

法務部は日本の法務省にあたる。およそ3時間にわたり、当初予定の5時をはるかに超え、大変有意義な意見交換が出来た。

詳細は資料として掲載している質疑応答を見ていただきたいが、ごく簡単に質疑で知りえた限りの韓国の制度・政策についてまとめておきたい。

滞在資格のない外国人は、韓国憲法裁判所判決に従っても「人権主体」ではないと解されており、その点問題があると言われるが、今回の訪問ではその問題にはあまり立ち入って質疑をすることはできなかった。外国人労働者については、雇用許可制による受け入れと訪問就業許可制とがあり、前者は20万人、後者は30万人と推定され、滞在期間は最長で4年10か月とされている。再入国は帰国後1年経過すれば可能であり、場合によっては6か月に短縮可能である。再入国を認めると定住化につながるのので悩んでいるというのが基本線であるという。そもそも憲法裁判所による人権侵害との指摘を受けて従前の産業研修制度が雇用許可制に変わっている。外国人処遇に関しては2007年に在韓外国人処遇基本法が、2008年に多文化家族支援法が制定されている。両法は必ずしも明確に対象によって棲み分けされている訳ではない。以下、詳細は資料として付した質疑応答を参照していただきたい。

《資料》

質疑応答等(キム・スナム課長補佐(K), アン・ジェキュム社会統合課事務官(A), 日本側はJで統一)

K: ようこそいらっしゃいました。ありがとうございます。いろいろ勉強したが短い時間でどれほど役に立つかわからないけれども最善を尽くしたい。こちらの外国人政策関係の仕事をして7年間やっている。日本のことも勉強させていただきたいのでちょうどいい機会だ。

A: 社会統合課に勤めて、主に外国人政策を担当している。外国人政策とは言ってもそのごく一部で韓国に関する基礎的な教養、知っておかなければならないことに関する(注: 教材?) 開発をしている。

J: 前もってお伝えした質問にお答えいただく前に、お仕事の概要をお伺いできればと思います。

K: いろいろ調べてみたが、日本もさまざまな移民政策をおこなっていることに驚いている。もともと日本の移民政策をモデルにやっていたが、日本は開放的ではなかったのあまり参考にならなかった。

まず質問にお答えをしたい。

J：現在有期雇用（最長5年）としている外国人労働者を、定住者として受け入れるべきとする議論はないか。

K：韓国でいう短期労働者の場合は2種類有り、雇用許可制による受け入れと訪問就業許可制がある。後者は同胞に関するもの。前者の労働者は20万人、後者は30万人と推定している。どちらも在留できる期間は4年10か月。前者は満期になるのが今年の7月、後者は来年満期を迎える。満期後は合法的に帰国させなければならないが、その後の再入国をどうするかが問題になっている。再入国を許可すると定住化につながるので悩んでいるところ。訪問就業許可の場合には、大まかな内容をマスコミを通じて報道したことがある。出てもらってしばらくの期間の後に再入国を認めようということになった。1年以下には再入国できる。1年も、場合によっては6か月に短縮可能。短縮は、国内の産業空洞化や帰国して雇用者が困った場合などに適用される。雇用許可制の方はこれから議論されて決まる。いずれにしても、労働者の定住化は宿題であり悩み。労働者は15か国から入って来ていて多様。雇用労働部と法務部との共通の問題で、調整が課題である。

J：国際人権法実施のための国内機関としての人権委員会（国家人権委員会<http://www.humanrights.go.kr/>）のサイトを見ると、相談項目にある「外国人」が「出稼ぎ労働者」に限定されている。国家人権委員会と法務部は互いに独立の機関であるから観点として不適切かも知れないが、法務部として外国人問題を出稼ぎ労働者問題に限定する意図があるか。

K：外国人労働力に関して二つ考えられる。専門的な労働者と非専門的労働者。専門的な人材は法務部で担当してやっているが、非専門的労働者は国内労働市場とも絡み合って雇用労働部所管で担当している。とりあえずそれだけを答としておく。

J：韓国憲法裁判所は近年かなり在韓外国人の権利を保障する方向で判決を下しているが、それは法務部における外国人政策を考える上でどのような影響があるか。

K：ご存じかと思うが、雇用許可制の前に産業研修制度があった。後者は人権侵害などの問題があるなど憲法裁判所の判決があったため、雇用許可制度に変わった。もちろん、労働は労働市場や内国人を重視する傾向はあるが、専門・非専門の外国人の受け入れに関して参考とすべき判例はまだない。ご存じかもしれないが、今訴訟を起こされているのは、入国を3回に制限しているのが憲法に違反しているかどうかということ。法律を作る側はそういう問題が起きないように最初から考えて作ろうとしている。

J：多文化家族とそれ以外の外国人家族への生活・教育支援，特にその子どもたちに対しての教育支援に大きな差があることが問題視されているが，それについて政策的な対応がなされる計画はないのか。

A：多文化家族の子どもは特別に差があるという考え方ではなく，適応できないのが問題である。母親が韓国に適応できずそれが子どもにも伝わってしまう面がある。もうひとつは連れ子の件だが，基礎的な部分が非常に弱い状態であるのが現実。大切な問題だと考え悩んでいるところでもある。多文化社会とは，概念としては差別区別なしにうまく社会統合にもっていくことだと思っている。つまり，政策や支援・教育によって新たな存在として作られるわけで，議論の的になっているところ。連れ子は女性家族部から代案学校(フリースクール)がプログラムを作成して対応していこうかと考えているところ。韓国に慣れてきた子どもたちに対しては，国籍や永住権をとれるように特別な措置をしようと考えている。子どもたちが韓国社会に慣れていけるように，社会統合プログラムは，開発と実施を並行して進めながらよりよくしていくもの。皆さまからのご意見もいただければ修正して取り入れたい。

K：補足します。ここの質問からすれば多文化家族支援だけに重きを置いているから差別に見えるのかもしれない。支援が結婚移民者だけに偏っているのは事実。これは韓国と台湾の特徴であると考えており，社会統合の中で支援が偏っているのは問題として認識している。隣のアン氏がプログラムを開発しているのだが，さらに多様なプログラムを開発していきたいと思っている。

J：在韓外国人処遇基本法や多文化家族支援法を制定し，数年間，施行されてきて，改正点(こうすべきであった点も含めて)があれば，それは何でしょうか。日本が今後，移民政策や法律を策定していくうえで，先駆者としてお聞かせいただけると有り難いです。

K：処遇基本法で韓国は大きな転換点を迎えることになった。それまで外国人は縦割り行政の中でそれぞれの中に埋まっていたが，法律ができたことで国の中央が中心となって政策を進めることができるようになったのは画期的なこと。処遇基本法は5年ごとに見直し，毎年施行令を見直すことになっている。15カ所の地方と中央がそのために議論を重ねられることがすばらしい。

改善点としては，ご存じのように，外国人処遇基本法は2007年，多文化家族支援法は2008年に制定された。この二つの法律が続けてできたが，似たところも違うところもある。ただ，重複するところがあり，それが現在の問題だと思っている。〔在韓外国人処遇基本法については〕外国人政策委員会で，〔多文化家族支援法については〕多文化家族委員会

でそれぞれやっている。法律が違うので別々の委員会でやっているのだが、重複していて能率が悪い面もある。処遇基本法は外国人保護が原点だが、韓国人がどうすべきか、は書かれているが、当事者である外国人自身がどうすべきかが漏れているのが一つの問題として指摘されている。法律ができることによって中央から地方まで各種社会統合支援がたくさんできたが、重複・乱立しているのがひとつの問題。

もう一つ、実際の現場の問題を解決しないで法律だけ先行しているという面もあり、現場の外国人の処遇を改善しなければならないという問題もある。

韓国は移民社会ではないので、国内にいる外国人だけに対してこういう法律を作って対応していくにはある程度の限界がある。移民庁(省)はないが、この法律ができる前に一緒に作っておけばよかったのではないかと反省している。移民政策は現場の要請に応じて柔軟に動く必要があるが、委員会では限界がある。うわさによると、日本でも2006～7年ごろ移民庁ができるという話があったが、どうなったか。

J：中川秀直さんを中心に、自民党の国会議員が移民庁設立を打ち出した。それを受けて総務省に室ができただけである(注：「内閣府定住外国人施策推進室」。ただし、「政策統括官 共生社会政策担当」へ移行)。

J：アンさんの社会統合課というのは外国人以外も対象にしているのか。

A：多文化対象ということだが、大きく分けて2つある。大きくいって、多文化共生のためには韓国人への国民教育も必要。狭い意味の外国人の統合ということは法務部と多文化家族支援課でやっている。

J：雇用許可制の再入国を認める際の条件はどのようなものが議論になっているか。

K：先ほど触れたように、同胞の再入国は確定している。雇用許可制に関しては確定していない。まず2つの大きな差は何かというと、雇用許可制の場合は、入国する前に雇用関係があることが条件。同胞の場合は入国してから雇用関係を結ぶことも可能。同胞の再入国に関しては、これまでの仕事やオーバーステイの有無程度の基準しかないが、雇用許可制の場合の方はさまざまな基準や条件が検討されるだろうと考えている。雇用労働部の仕事なのでそちらの方で対策をしているのではないかと思う。

J：韓国では捨てた産業研修制度が日本では形を変えて続いている。昨年7月に技能実習という新しい在留資格が生まれて労働基本法が適用されるようになった。その際、再入国を認めるかどうかという同じ議論があり、技術の能力と日本語能力を条件に入れるかどうかということが問題になったが、韓国では韓国語の能力というのは問題になったか。

K：同胞の場合は韓国語ができるということがあるので別にして、雇用許可制の労働者に関しては、来る前にテストを受けてくる。ある程度韓国語ができることが前提。しかし、それより社会統合ができるかどうか重要。社会統合プログラムを受けたか、技能の資格を持っているかが大切。法務部の考えとしては〔カナダやオーストラリアの制度のような〕ポイントシステムのようにするべきだという考えは持っている。

J：今話題になったこと以外で仕事の概要を教えてください。

K：私は主に在韓外国人処遇基本法に関連した仕事をしているのでほぼ話はした。仕事から見た感想としては、処遇基本法ができたのは大きな前進。仕事をするのが非常に楽になった。監視する対象から統合の対象になった。法務部としては仕事面でも能率がよくなった。いい法律とはいえないかもしれないが移民法に向けて引っ張ることになるので日本でも同様の法律ができればと考えている。勝手なことを申し上げて申し訳ないが、社会現象から法律ができるという面もあるが、法律が現実を引っ張るという面もある。

もう一つ紹介したい話は留学生誘致の推進。日本も留学生誘致には力を入れていると考えている。これまでも力を入れてきたが、これまでは量的、これからは質的に引き上げるという目標がある。韓国で使える人材を養成したい。処遇基本法は2013年から第二期に入る。その際にはもっと体系的にアップグレードしていきたいと考えている。

もう一つ補足するとすれば、専門人材をどのように誘致できるかを多様な形で検討している。日本ではどうなっているのか存じないが、不動産投資などの外国人材受け入れを考えている。

J：留学生の受け入れで量から質へということだが、具体的にはどのようなプログラムを考えているか。

K：教育科学技術部と法務部が一緒にやっていて具体的には説明できないが、大学評価制度を導入して差別化して取り組むという形は紹介できる。日本も留学生30万人計画があると思うが、韓国でも2020年までに10万人を誘致しようとしている。量を追い求めると質がおろそかになるので、それが課題だと考えている。

J：日本では「留学」と「就学」の在留資格が別だった。予備教育の日本語学校はほとんど「就学」だったが、それを「留学」にしたのでかなり増えた。

K：質問してもいいですか。足りない労働力を留学生でまかなっている面もあると思うが…

J：「留学」も「就学」も週あたり28時間の労働は資格外の活動として認められている。

2008年時点で厚生労働省が発表した資格外活動をしている留学生・就学生は、外国人労働者73万人(だったと思う)のなかに含まれている。

J: 日本でも同じように量から質へと行って、経済産業省と文部科学省が共催で2007年10月からやった就職支援事業がある。留学生にアンケートを採ると8割ぐらいが日本で就職したいと言っているが、実際に就職できているのは3割ぐらいという実態があった。日本で学べば就職も日本でできるということを示すために、今年(2011年3月)まで事業をやっていた。その結果、参加した留学生の就職率は7割強になった。これからというところで3.11(東日本大震災)があり、どうなるかわからなくなった。

K: たとえばヨーロッパも韓国も中央重視で社会統合政策をやっている。日本では一貫したシステムが見えず、地方主体のようで不思議に思っている。

J: 中央政府がやっているのは社会統合政策ということばは使っているが、正式な文書としては出ていないと見ている範囲では思っている。ただ、多文化共生プログラムということで2006年に総務省で委員会を作ってかなり他の省庁にも影響を与えた。その直後に、安倍内閣だったと思うが、「生活者としての外国人」に対する地域日本語推進事業を文科省がやるということで、その中の1つとして文化庁が2007年7月に文化審議会国語分科会日本語教育小委員会を作った。そこで生活者のための日本語教育を考え、現在、「教材例」を作りつつある。2008年には日本経団連が高度人材以外の労働者も受け入れようという提言をして、経済界と政府が歩調を合わせながら進めつつある。2006年の総務省の多文化共生プログラムはさまざまな自治体に影響を与えていて、宮城県は県の条例で多文化共生を進めようとしているし、愛知県では多文化共生室をつくった。浜松市もやっている。いくつかの地方の行政が熱心にそういうことをやりはじめた。その中心となる研究者、山脇啓造(明治大学教授)さんのサイトを見るとよくわかると思う。

A: 処遇基本法と支援法の背景は、結婚移民者。韓国では偽装結婚の問題や疎外階層(相手がいなくて結婚できない、あるいは結婚後離婚される)のために法律ができた。法律のポイントは、純粋な統合政策は処遇基本法、支援法は生活を支援する法律。質問したいのは、偽装結婚や疎外階層の問題が日本にもあったのか、あったならどのように対処して問題なくうまくいっているのか知りたい。

J: ありました。今もある。さらに、人身売買で日本に来た女性たちと地方都市の跡取りの長男が出会って結婚するということがあり、女性に在留資格がなくて問題になることもあった。私の知る限り、国が政策として何かをやったということとはまったく知らない。

支援は、NPOの人たちや任意のボランティアが協力して対応している。いわば、残念ながら市民レベルに任されていたと言わざるを得ない。あとは、市町村の担当者が学校の校長先生などと協力して何とか助けるということが行われてきたに過ぎない。

A：社会統合ということは個人の問題でもなく一国家の問題でもない。国と国をつなげることなので、全体的に見ていかなければならない。日本の事例が他にあれば紹介していただきたい。

J：先ほど紹介した多文化共生プログラムに基づくもの程度。あとはNPOや個人やボランティアベース。その状況を改善するために現在この研究会で法律制定に向けて考えているところ。

A：失礼な質問になったかもしれないが、韓国でもいろいろ知りたいことがある。日本でもいい事例があれば伺った。

J：日本語教育学会の中に「日本語教育振興法法制化ワーキンググループ」を作っており、政治家も巻き込んで進めていこうとしていたところ、6月に政治家(中川正春氏)を呼んでシンポジウムをやったが、彼が文部科学大臣になって、そのことをやらなければいけないと漏らしたということが噂で聞こえてきた。

A：個人的な意見をいいたい。法律を作る際に参考になるかと思う。社会統合というのは差別・区別なくみんなが一緒になれることだと思う。たとえば、外国人を特別待遇すると特別階層が生まれる。多文化家族を支援してきたが、特別な存在を作って外国人という悪いイメージを引き起こした面もある。もしその人たちのために法律を作っても、特別な存在を作ってしまうとマイナス面が出ることもある。注意してください。

J：おっしゃるとおり。

K：韓国では同胞は外国人として扱っており、日本における日系人の扱いとは異なる。同胞に関しては日系人のようにやっついこうかと考えているが、それに対する意見や資料は。

J：日本でも、日系人は外国人という扱いは変わらない。2世は「日本人の配偶者等」、3世は「定住」、4世は20歳以前の子どもで親と一緒に来る場合は「定住」という在留資格。法務省がずっと言っているのは、労働者として受け入れたのではないということ。ただ、在留資格に活動の制限がないので働いたり学校に通ったりできるだけ。差別もあるし、さまざまな問題がある。特に心を痛めているのは、子どもたち(連れてきた子ども、日本で生まれた子ども)への配慮がないので、不就業や退学などの問題があること。今後かなり大きな社会問題になるのではないかと思う。

J：さきほど、雇用許可制の在留期限が4年10か月だとうかがったが、それは、5年になると定住の申請資格ができてくるからそれを避けようという意図か。

K：定住ではなくて国籍取得。4年10か月としているのは、国籍取得の申請が可能になる5年の前に一度出国していただくという政策。

J：雇用許可制の労働者の再入国問題については先ほど伺ったが、家族の呼び寄せはお認めにならない方針か。

K：家族呼び寄せが問題になって再入国問題も決まっていない。労働者問題を先に決めて、家族の問題はその後になるのではないか。

A：家族同伴になると定住化してしまう。労働者としての弾力的な運用が難しくなってくるので認めるのは困難である。

J：ビザの在留期限内は行き来できないと論文で読んだが…

K：4年10か月の中で自由に往来できる。

A：1年以内に再入国すれば自由に往来できる。

K：法律を作ったら必ず「日本はどうだ」といわれる。この出会い・チャンネルを大切にしたい。

A：日本と韓国は類似点が非常に多い。比較していい悪いなどを含め、お話しできてよかった。今後もよろしく。

4. アジア人権文化連帯

日 時：2011年9月7日（水） 午前11時～午後0時45分

訪問者：山田泉・岩槻知也・大谷晋也・佐藤潤一・春原憲一郎・三登由利子・朴海淑（通訳）・新矢麻紀子（報告者）

協力者：イ・ランジュ(李蘭珠, Yi, Ran Joo) 氏(アジア人権文化連帯代表)

1) 富川市について

京畿道富川市は、ソウル市の西、仁川市との中間に位置し、人口890,352人、328,176世帯、外国人数は17,134人（2012年2月29日時点での富川市公式ホームページ（日本語）<http://www.bucheon.go.kr/site/main/index003> による）のソウルのベッドタウンである。中小企業が多く、位置的にもソウルに隣接し、仁川国際空港や仁川港にも近いことから物流も円滑で、「韓国最大の産業集積化施設」となっている。そのため、多くの外国人労働者が居住し、工場等で就業している。

2) 「アジア人権文化連帯」について

設立は2000年。当初は移住労働者の相談事業を行っていた。現在はネパールの移住労働者との連帯、多文化家族支援、そして最近は、国内多文化教育事業に力点を置いている。活動資金は、企業や財団・政府機関などの助成金によって賄われている。機関の代表はイ・ランジュ(李蘭珠, Yi, Ran Joo)氏。職員は専任が6名、講師が14名である。

代表のイ・ランジュ氏は、長く移住労働者をはじめとする移住民や外国人の人権擁護・生活支援・教育支援活動に携わってきた。次章で春原が調査報告を行っている「移住労働者の家」に1995年から2004年まで勤務し、その代表を務めていた。

なお、富川市には、富川地域の移住者に関連する仕事を直接・間接的に行っている団体の集まりである「富川多文化ネットワーク」があり、「アジア人権文化連帯」を含めて移住労働者支援や多文化家族支援を行っている22の団体が団体会員となっている。

アジア人権文化連帯のHP(韓国語)は、<http://solasia.tistory.com/>

3) 実施事業

(1) ネパールの移住労働者との連帯

ネパールからの移住労働者が帰国した後の定着支援事業を行っている。移住労働者は一般的に、帰国後、どのように再定着し、どう社会に貢献できるかが困難な問題であるが、その支援事業である。帰国後の生活の方法などを訓練する。いくつかの国の労働者と進めてきたが、現在はそのうちで成功したネパールとのみ行っている。ネパールでも支援が可能のように現地に事務所を置いている。韓国とネパールで連携して事業計画を作成し、韓国で資金を作り送金している。ネパールから海外に出ている移住労働者数は300万人で、韓国には5,000人ぐらいいる。

また、現地で、移住労働者として来る前の準備教育も行っている。移住先である韓国についての情報提供、移住労働に関わる法律、韓国での援助団体について情報を提供している。また、貯蓄の計画や家族との関係を維持するための教育も行っている。本国に残る子どもたちの奨学金制度もある。女性にはミシンの技術の教育を行っている。青年たちにはオートバイ修理技術を教育し、オートバイ整備センターなどを作って活動している。

(2) 韓国人への多文化教育

イ氏は相談支援活動を行うなかで、いつも同じ問題にぶつかっていた。それは、韓国では外国人を差別するのは当たり前だという意識があることであった。そこで、差別をなくすためには韓国人の意識変革が欠かせないと思い、そのための活動を行うようになった。

人権意識の改革を行うのに最も重要なのは、教育を行う講師である。それで、教育の現場にはそういう教育・研修を受けた人材を派遣している。

研修は二人の講師で行われ、一人は移住民で一人は韓国人である。移住民の講師の役割は母文化について話しながら受講生と親しくなることである。子どもたちは移住民をエイリアンだと思っている場合もあるので、それを解消するためにも移住民の講師を派遣する。韓国人の講師は移住民が韓国で暮らすなかでどのような問題にぶつかっているかなどについて話し、差別や問題点、韓国人がどのように変化していけばいいかを教える。

報告者らが訪問した日に、同じ会館の別の部屋で、研修を行う講師を対象とした講座が行われていた。当日の講座は、新しい教育プログラム開発のためのもので、子どもたちが人権について考えられるようなフィリピンの童話を用いたプログラムであった。

そのフィリピンの童話は、カボニアンという神様が人をつくった話である。

寂しいので、人をたくさんつくろう。岩に座って土を握って、その土で人間をつくってみた。最初は、焼きすぎて黒くなってしまった。翌日、今度は日が昇るところでつくろうと思った。つくってみたら、白になってしまった。またいろいろな土を集めて人をつくり出した。次々とつくった人を乾かすために太陽の当たるところに置いておいた。一つは置きっぱなしにしてしまって、肌が褐色になってしまった。それぞれが黒人・白人・アジア人の祖先になった。

当日は、「子どもたちがカボニアン（神様）になって、人体の部分を組み合わせて人形を作る」という作業をさせるための研修が講師を対象に行われていた。目的は肌の色に対する偏見をなくそうということ。報告者らが教室に見学に行くと、受講生である講師がパーツを組み合わせていろいろな人形を作っていた。人形づくりを指導していたのは演劇活動をしている人だとのことであった。

《資料》

質疑応答等（「J」は日本側、「Y」はイ・ランジュ(Yi, Ran Joo)氏)

J：富川市の国別外国人比率は？

Y：韓国全体で3か月以上の在留資格をもっている人は125万人程度。移住労働者が70万人くらい。そのうち、中国人（大部分は朝鮮族）が約50%で30万人。次に多いのがベトナム。その次の2万人くらいの国が10か国くらいある。この割合はどの地域でもほぼ同じである。

J：活動資金の工面は？

Y：それが難しいところであるが、仕事の中心はそれである。韓国は、学校教育以外のところで予算を立てない。2003年にはすべてが無料のボランティアであった。各自自分の生活もあるため、活動への参加がとぎれとぎれになってしまった。そこで、講師が継続的に参加し、仕事になるようにするために、企業や財団、政府機関などに交渉して助成金を申請し、若干ではあるが、有給の仕事に変えることができた。社会にも広く広報し、政府や各種機関には継続して援助を訴えている。

J：成人の偏見をなくしていくのはたいへん難しい。日本でも同じであるが、成人の偏見を取り除くためにどのようなことを想定または実行しているか。また、その留意点は何か。

Y：私ともう一人で成人用のプログラムを開発しているが、ひじょうに難しい。移住労働者の相談経験や映画・映像・音楽、あらゆることを動員して作っている。政府機関からの援助、国家人権委員会と文化体育観光部から補助金が下りている。国家人権委員会では人権に関する講師養成、文化体育観光部では多文化や多様性に力を入れている。

J：成人プログラムの参加者は自発的に来るのか。

Y：募集して集めるわけではなく、学校や公務員・教員・市民団体・労働組合などの集まりがあるときに、このプログラムを入れてくれと要請する。

J：移住前教育はどのようなものか。

Y：予備移住労働者教育はここ独自の活動。韓国の雇用許可制の特徴は、来韓前に韓国語の試験を課し、教育を行うこと。しかし、民間からは批判が強い。民間で考えているのは、実際に生活をするためには、それ以外の大切な教育がたくさんあるということ。政府にも常に申し入れているが、改善されないのこちらで引き受けて行っている。

J：マレーシアに調査に行ったとき、移住者等のマイノリティ支援の民間団体で聞いたのだが、労働者はそのうち帰国するから言語はそれほど重要ではないとのことであった。その点はイさんはどうお考えか。

Y：個人の意見として話したい。韓国では、来韓前に韓国語能力試験に受かった人を受け入れており、雇用者側にとっては言葉ができることがいいと考えるのは当然と言えるが、本当に言葉が労働者にとって一番重要なのか。来韓を希望する人たちは、試験のために勉強も熱心にするし、現地でもお金をかけてやっている。しかし、勉強する人の数に比べて、実際に点数を取って来韓できる人は少ない。しかも、試験に受かったとしても、来韓まで

に1, 2年かかるため、その間に全て忘れてしまって、実際に空港に着いたときには「アンニョンハセヨ」くらいしか言えない。韓国政府は労働政策と言いながらも、韓流ブームも起こしたいと考えており、韓国語の普及にも力を入れているので、労働政策を利用しているのではないかと感じる。

そしてまた、韓国語能力があれば韓国に来ていいよ、と言っているのだから、来韓後も継続して韓国語習得支援をすべきはずなのに、来てからは政府は支援を行っていない。来韓後に韓国語を懸命に勉強している移住労働者がいるので、民間団体は韓国語学習の支援を行っているが、政府は行っていない。話の筋が合わない。おかしい。

民間で韓国語習得支援を行っていることの意味は、移住労働者への差別があまりに多いためである。民間でサポートしているだけで、政府は何もしていない。

例えば、結婚移住女性に対しては、半強制に近いほど韓国語習得が求められ、得点を取れば国籍を付与するとまで言っている。しかし、労働者に対しては全くそういうことはない。労働者はいずれ帰国するから、本当は韓国語能力習得に力を入れなくていいことを韓国政府はわかっているのだ。その二重性、格差が問題である。政府のその意図は何だろうと考えてしまう。

J：労働者帰国前研修の話はショックだった。日本ではほとんどなされていない。母国への再適応のための教育は、具体的に何か月ぐらいどんなことをしているのか。

Y：2004年にプログラムを作った。「移住労働者の幸せな帰還」という名称である。背景は、2003年にできた雇用許可制が2004年に施行され、それまでにいた労働者を追い返すことになったこと。自発的帰国もあったが強制退去も多かった。ここで一緒に活動をしている労働者も帰国させられるのを目の当たりにした。その際、自己決定権を持って移住労働するためには何が大切かを考えた。移住前に計画を立てることが出発点。しかし、必ず帰国することになるので、そのための計画を立てさせることが重要だと考えた。韓国での生活を整理し、母国に再適応することが必要である。帰国前に必要なことを聞いたら、貯蓄の計画と技術を学びたいという答だった。2004年末から2005年にかけて、韓国にいる間に技術を身につけ、自分のため、国のためにどう生かせるかについて政府に提言をしたことがある。それで、労働部でその提言に基づいてサンプル事業が行われた。コンピュータの組み立てや自動車整備の技術教育を労働者に提供した。そして、私たちの活動としてはネパールに事務所を作ってやっている。

J：どうしてネパールだけなのか。

Y：ネパールとバングラデシュとミャンマーをターゲットにしていたが、他の団体も、

バングラデシュ・モンゴル・フィリピンなどを対象にしていたことや、ネパール以外はうまくいかなかったこともあって、最終的にネパールだけが残った。帰国前の教育・訓練の差が決め手だったのではないかと思う。

ネパールとミャンマーに事務所を出した。ミャンマーがダメになったのは、政治事情もあって帰国できず、労働者が難民として韓国に留まることになってしまったから。ミャンマーでは、先方で活動できる人を探して住民組織を作るなどしてもらっている。

J：どのようなプロジェクトをどれぐらいの比率でやっているのか。また、イ・ランジュさんご自身の経歴もお教えいただきたい。

Y：ネパール事業と国内教育事業に分けられる。前者は現地事務所を主体にした活動で、こちらでは資金を調達して送ることに主力を置いている。

今は、教育プログラム開発を主に行っている。絶えず、継続進行状態で教育プログラムを開発し続けている。普及するほうは資本金が必要なので、それは大きな団体でやってもらっている。

私自身は、1995年から2004年まではこの後に行く「移住労働者の家」で働いていた。家から歩いて15分ぐらいの近いところにある。

J：事前にお送りした質問「韓国政府が外国人有期雇用政策を採っているのは、韓国産業の国際競争力維持、強化が目的だと思います。韓国社会が外国人に労働力を頼ることについて、どのような意見をお持ちですか。」についてお伺いしたい。

Y：移住労働者が入ることで国際競争力を高めるということについては、政府として正式なコメントはなかったかと思う。私は関係ないのではないかと考えている。移住労働者を雇用しているのは国際競争力を云々するほどの企業ではなく、かつかつでやっていて移住労働者がいないと仕事が成り立たないような零細企業である。ただ、その零細企業の団体が政府に何とかしてくれと依頼しているので、その影響は多少あるかもしれない。現状を考えると、政府が少しはコミットしたほうがいいのではないかと思う。

300人以上の従業員の企業では移住労働者を雇用してはいけないという法律がある。国が国際競争力を考えるのであれば、移住労働者ではなく、海外の優秀な専門人材を誘致することが重要だが、そういう人材はなかなか韓国に来たがらない。

J：農業や漁業などはどうか。

Y：個人的にはわからないが、マスコミの情報によれば、4つの分野で移住労働者を求めている。製造業・建設業・農村畜産業・漁業。前二者が多いが、最近の後二者にも人が

必要だと新聞等に乗っているようだ。地方紙や業界紙が主だが。中央ではあまり話題にならないが、やはり人が必要かもしれない。

Y：個人的な意見として聞いてほしい。まず、韓国の外国人制度に関する一般的な意見を言う。現在の政策は危険過ぎるのではないかと思う。期間雇用労働者を見ると、中小で限界状態にある企業が低賃金労働者を雇ってやっつけていこうとしている。しかし、生き延びるためには、人件費以外の資本・組織・技術をレベルアップするなど別の方策を考えるべきである。国はわかっているのにそのままにしている。韓国は教育熱が高く、高学歴社会で8割が大学進学をするが、高い教育を受けた人は賃金の低いところでは働きたがらないし、肉体労働を嫌う。3Kの仕事は外国人労働者で埋めているのに、韓国人青少年失業問題が社会問題になっている。需要と供給がアンバランス。問題解決をしないまま、外国人の受入れを進めると問題がさらに大きくなる。差別などの社会問題が深刻化する中で外国人人数だけがどんどん増えていっているのが現状だ。

J：事前の質問「韓国政府・社会は、積極的な結婚移住女性政策を採っています。これは、個々の家族に配慮し「家」を途絶えさせないためとされています。しかし、一方で少子高齢化による産業衰退を懸念しての政策とも考えられます。産業界から結婚移住女性政策推進の要求は出ていないのでしょうか。」についてはどうか。

Y：質問の意図を確認したい。それはどこの情報か。

J：以前訪問した女性政策研究院や保健福祉部で聞いた。

Y：政府機関などが「産業」や「国力」を慮ってのことではないと言っているとすれば、それは嘘だと思う。ただし、その2つの機関は、すでに起こった現象に対処する機関なのでそういう意図はないというのかもしれない。

外国人の問題を統括しているのは国務総理室だが、そこでははっきりと少子高齢化対策、家族対策であり、同時に労働力対策だと言っている。

また、結婚移住で来韓した外国人女性については、労働者として見ているわけではないが、現実には労働力として賄っている。

J：それで納得ができた。すっきりした。

Y：国際結婚の子どもを今後どのように韓国人として定着させるかが国の基本的な課題。彼らをどのようにして韓国社会に韓国人として適応させようかというのが政府の本音であろう。公教育にうまく接近し、うまく適応することを望むのは国もわたし達も同じ。政府機関としては、将来、その子たちがどう労働力となるかを見ているだろう。しかし、わた

し達は、子どもたちが権利を認められ、社会で平等に生活していけるか、韓国に存在するものを分けてもらえるかを考えている。民間も政府も子どもたちを支援するという点では同じだが、その中身が違う。

J：第一次産業従事者の3分の1が外国人だと聞いているが、それは事実か。

Y：時期によって違うが、2008～2009年がピークで、地域によっては35%ぐらいのこともあった。はっきりした数字はわからないが、3割ぐらいかもしれない。

J：生まれた子どももまた田舎に留まらないで都会に出て行く可能性も高いと思うのだが、そうするとまた同じことが続くのではないか。産業構造が大企業中心になり、農漁業を切り捨てている現状自体を見直さなければ、問題は解決しないのではないか。

Y：一言でいうと、韓国社会の階層化をいっそう増長する方向に動いていると思う。一次産業には基本的に資本がない。自力で何かをしていくのは難しい。今のように子どもが都市に流出する傾向は止めがたい。一次産業を守ることが可能かどうかは韓国社会の悩みでもある。自分たちの食べ物を守ろうという運動をして、実際に「帰農」する人もいる。ただ、ごく一部だし、漁業の方は技術の問題もあって難しい。TPP (Trans-Pacific Partnership:環太平洋経済連携)によって、一次産業がより厳しくなるという批判もある。社会構造が変わらないかぎり、子どもたちが都市に出てきて身分社会をつくることになるだろうと思う。階層の再生産である。日本も同じような状況ではないだろうか。

5. 富川外国人労働者の家

日 時：2011年9月7日(水) 午後2時15分～3時45分

訪問者：山田泉・新矢麻紀子・岩槻知也・佐藤潤一・三登由利子・大谷晋也・朴海淑(通訳)・春原憲一郎(報告者)

協力者：パク・チニョン (Park Jin Yong) 氏(富川外国人労働者の家事務局長)
(<http://www.bmwh.or.kr/>)

【広報ビデオ】

15周年を記念して作られたビデオを見せてもらった。ビデオは、労災や医療、指紋押捺や不法滞在者の取締りなど、外国人問題に関するニュース映像を集めたものであった。

朴氏のお話：

イ・ランジュさんがなぜ先ほどの映像に写っていたかということ、かつてこの事務局長

だったから。ランジュさんは私の先輩で、悩みがあるときは彼女に相談している。私のメンターである。

【「富川外国人労働者の家」の概略】

1995年設立、今年で16年目。最初は寺院だった。数年前から現在の場所へ。移住労働者に限定して支援している。「アジア人権連帯」の活動はネパール人支援と国内教育プログラムだが、こちらの主な活動内容は、労働者の相談業務、たとえば、賃金未払い、労災など。その他に権利を保障・向上するための運動。

ここでは6名が働いている。相談分野に3名。教育と職業相談が1名。ソガンサというお寺の中に外国人が休む場所(シムト：憩いの場という意味)があるが、その担当が1名。労災の場合に医療を担当するのが1名。常に言葉の問題があるので、ベトナムとフィリピンの女性が一人ずついる。

毎月第2、第4日曜日に健康保険が適用されない、未登録の人たちのために無料医療相談所を開いている。200名程度がそれを利用している。診察科目は9つある。婦人科・外科・内科・歯科・韓方薬科などである。毎週日曜日は韓国語教育と職業訓練。韓国語を学びたい人は多く、10クラス100名ぐらいが学んでいる。職業訓練は、コンピュータ修理、フォトショップなど。帰国後に仕事ができるよう支援するため、運転免許取得も入っている。もっと教育を広げたいと思っているが、時間的空間的制限で現在の程度が精一杯である。

【富川市の外国人住民一般について】

富川市には2万人ぐらいの外国人が住んでいる。労働者として働いているのは2割ぐらいである。2割というのは未登録以外の、正規の滞在資格を持った人の割合で、未登録の人を加えれば3割程度になると思う。一番の問題は賃金未払いで、低賃金の上に、賃金未払いや外出禁止を言い渡されるなどの問題がある。97万ウォンが韓国の最低賃金だが、それ以下の人もいる。たとえば、正常なやり方をとると来韓に2～3年かかるので、ブローカーを通じて早く入国したいと思う人がいる。ブローカーの手数料が3,000万ウォンぐらいだと推定される。すると、大きな借金を抱えて仕事に就くことになる。雇用許可をとっても、5年(注：法務部の話では4年10か月)しか滞在できない。5年の間に借金を返すのは難しい。仕方がなく満了後にも残って低賃金でも働くということになる。(あとで質問に答えて：正式ルートは安い、国によって違う。ベトナムは国自体がブローカーのようなもの。平均順番待ちで2～3年。韓国語能力試験にパスしても有効期間があるし、順番待ちの間に手続きの有効期間が切れたりするので待てないため、お金を払って順番を前

に回してもらおうとする。)

未登録労働者は行政的にも深刻な問題になっている。労働者側の問題というよりは韓国の制度の問題が大きい。雇用許可を労働許可に変えようという動きがある。韓国の雇用許可制は、制度的には隙がない。逃げ場がないように作られている。大きな問題は、法律では事業所の変更は原則的に3回まで可能ということになっていて、労働者は少しでも高い賃金を求めて職場の変更を望むが、現実にはよりよい職場があっても転職が困難であることである。

韓国は他国と違って先に制度によって「多文化社会」を作っているような段階である。その結果、自然に肌で感じる多文化社会ではなく、韓国人は自分のこととして多文化社会を感じる事ができずに戸惑っている。未来を予想する学者の話によると、フランスやアメリカでの暴動のようなことが韓国でも勃発するのではないかという。差別待遇や人権無視、低賃金という圧迫から勃発するものだと思っている。90年代から移住労働者や外国人一般がいて、移住第一世代と呼んでいる。残った人は一世と呼んでいるが、その子どもたちが二世。もう大学に通っている子どもたちもいる。先ほど暴動が起きるといったのは、二世が社会に出る年頃になったとき社会問題になるという予想からだ。

【富川市の外国人労働者について】

住居が非常に貧弱。移住労働者たちが住んでいるのは工場の中の隅や工場の隣、あるいはコンテナの中。富川市ではアパート型工場と呼ばれている。寮を作ってくれるよう運動している。

健康上の問題もある。事務職以外の労働者には年1回の健康診断が義務化されている。昨年、300人の労働者の実態調査をした。半分以上の労働者が健康診断を受けていなかった。受けた人の中で半分は結果を通知されていなかった。検診を受けたとしても結果を知らなければ受けていないのと同じなので、4分の3が事実上受けていないことになる。疲労やストレスがたまって病気になったときは労災として扱われるので診断結果は大切なデータになる。事業所や雇用を支援しているセンターを訪問し、改善するよう提案している。

熟練ではなく単純労働者なので、現場に入って初めて作業に携わることになる。機械を使うためには教育が必要だが、それを受けることができない。産業人力センター(注:「韓国産業人力公団 (Human Resources Development Service of Korea: HRD Korea)」)。韓国公団法(1981年12月制定)に基づく政府出資法人として、1982年3月に設立。<http://www.hrdkorea.or.kr/ENG>が労働者に教育を義務づけているが、受けていない人が多い。バングラデシュ・ベトナム・フィリピン・中国と、4回ほど国別に教育に携わっていた。

埃が多いところでマスクをすとか、作業時に手袋をすとか、作業服が必要とかの基礎的な教育もなされていない。登録でも未登録でも同じ問題を抱えている。労働者支援は国としては労働部の産業人力センターの支援がわずかにあるのみ。富川市内では、移住労働者に焦点を当てて支援をする団体が3か所くらいある。その中の一つが当団体で、もう一つがイ・ランジュ氏のいる「アジア人権文化連帯」(本報告第4章)である。それ以外に社会福祉館が市内に15か所程度あるが、社会福祉館は政府の多文化支援活動に基づき、多文化家族の支援を行っている。それ以外のNPOは移住労働者に焦点を当てている。韓国人は昔も今も3K職には就かない。悪循環で外国人労働者が入ってくる。今までの支援をもっと体系的にしないと暴動が起きるだろうと思っている。

【未登録労働者について】

富川市は開発が進んでいる。外国人労働者は主に旧市街を中心に住んでいる。新都心は開発が進んでいてマンション村になっている。この労働者の家がある場所が旧市街と新都心の境界線上にある。家賃はまとめて払う「チョンセ(全貸)」という制度があり、その場合は多額の現金を入居時に預けて退去時に返してもらうシステムだが、この辺りは毎月支払いする「ウォルセ(月貸)」という制度が多い(韓国は銀行の金利が高いため、大家さんはチョンセで大金を運用して退去の時に返金する。借主は、お金を貯めて、よりよい所に引っ越すことが多い。まとまった資金がない人は、月払いで月給がなくなり、貯金が難しくなる)。旧市街も開発が進んでマンションができると、労働者の居場所がなくなってしまう。外国人が多いのは富川・安山・仁川。ソウルは物価も家賃も高いのでソウル郊外に出ていく。2週間前まで外国人の取り締まりがひどかった。滞在期間は5年だが、超過している者も多い。仁川の入国管理事務所の管轄だが、アジア人権文化連帯の建物から40人ぐらいが連行されていった。家族も子どももいるが、労働者である大人だけ連行されていって子どもだけが残されたケースもある。労働者の状況を鑑みずに取り締まっている。そのような場合、子どもを国に帰す活動に携わっている民間団体もある。韓国の多文化支援は移住労働者には焦点を合わせていない。支援する団体がある一方で、どんどん取り締まっている。

【結婚移民者について】

離婚するので助けてくれという相談がある。韓国では正式に国際結婚をすると2年程度で国籍取得が可能になる。ブローカーを通じて結婚した人たちの中には、2年後にブローカーに離婚を勧められる人がある。ブローカーは離婚したあとに仕事に就くような女性を

選んでいる。ブローカーとの約束で離婚している。仕事を斡旋することでお金を受け取り、母国の女性の家族からもお金を取る。ブローカーの問題を解決するために国も民間も努力はしているが、国外で起こっていることでもあるので対策が難しい。国際結婚はこれからもどんどん増え、外国人配偶者も多くなると思われる。たとえば2012年の結婚適齢期にある人のうち、33万人に配偶者がいない状態である。農村の若者や首都圏の学歴が低い若者に多い。適齢期を超えたあとの選択肢は外国人配偶者になる。

《資料》

質疑応答等(「J」は日本側、「P」は朴氏)

J：韓国語教育の10クラスは国籍別かレベル別か。

P：レベル別で、レベルは4つ。教室が10クラス。1クラス10人程度。大学院の多文化家族を専攻している人や多文化講師という有資格者のボランティアなどが担当している。多文化講師資格は、大学で課程を修了して試験を受けると取れる。

J：どんな韓国語を教えているのか。

P：生活に必要な言葉が多い。社長の言うことがわからないからというのが多い。韓国語が上手になると本国に帰って有利な場合もある。労働部で現地(労働者の母国)の韓国語ができる人の就業支援もやっている。

J：『セリとハル』という韓国映画の中で、労働者を摘発して無理矢理引っ張っていく人がいるがあれは何者か。

P：法務部所属の職員だが、公務員ではなく、本来は摘発して強制連行する権限はない。手錠をかけてもいけないし、国連から禁止されているにもかかわらず、やっている。検挙数が法務部の実績になる。オーバーステイを犯罪予備軍だと思っているので、捕まえるのはいいことだと思っている。その影響もあり、韓国人の中でも、そういう見方が広がっている。私たちの活動は同じ韓国人にわかってもらえず、なぜ犯罪予備軍を庇うのかと見なされることも多い。

J：2週間前の一斉取り締まりの時には、ネットワークを使って労働者を守るような活動をしたのか。

P：一応、法務部も集中取締期間の告知はするが、我々は何もできない。集団で集まるなどか身分証明書を携帯するようにと注意する程度である。富川市でも取り締まり地区があるので、駅やアジア人権文化連帯の建物などに近づかないよう忠告はしているが…。

J：収容所中での人権問題はどうか。

P：民間の人間は絶対入れないし、入ったことはない。法廷で証言を聞いたりしてサポー

トするが、刑務所と変わらないらしい。

J：国家人権委員会が収容所を厳しく監視しているという話を昨年聞いたが、その通りか。

P：あまり聞かない。報告書の内容と当事者の話を聞くと落差があるように思う。

J：当事者の主張との差があると詳しく調べるといっていたが。

P：(苦笑) よくわからない。

J：活動資金はどこから出ているのか。

P：市からは人件費は出ないが、運営費が出ている。あとは市民からの寄付金。理解している人は支援してくれるが多くはなく、割合は市がほとんどである。補助金を出している自治体は富川市のみ。それでも、アジア人権文化連帯はもらっていない。

J：暴動のリスクについて。日本も2世の時代に入っているが、暴動が起きる感じはしない。それを感じるとすればなぜか。

P：危機意識はいろいろ感じる。安山で5年前に、外国人を事業パートナーや子どもたちの結婚相手、隣人としてどう思うか、というアンケート調査をした。5年後に同じアンケートをしたが、好感度と警戒感が逆転し、警戒感が増加していた。外国人が増え始めて不安感や恐怖心が上昇している。実数が増えているかどうかは不明だが、マスコミで未登録者の犯罪報道が目立つようになり、法務部で取り締まりや弾圧が増えてきた。イスラム教の人たちは周りの人たちと混ざらないケースが多く、一般人も恐怖の先入観を持ち始めている。それが社会問題や偏見を呼び、暴動につながりかねないと感じている。(以下、板書して、説明。Aが韓国で、BとCが外国人の国)

$A+B+C=A$ (同化)

$A+B+C=A/BC$ (BCがAを利用)

$A+B+C=X, Y$ (雇用主と被雇用者の関係)

$A+B+C=D$ (新たな創造)。これが理想である。

その後、多文化フェスティバルや多文化教育、無料診療所や職業訓練、ミャンマーでのサッカー大会や難民村等の活動の映像を見た後、スタッフを紹介してもらい、施設内を見学した。

以上

韓国における移民関連施策および支援状況に関する実態調査報告(6) (佐藤潤一他)

2011年度韓国における現地実態調査報告前編は本号の報告(5)をご覧ください。

*本研究は、平成21～23年度科学研究費補助金(基盤研究(B)課題番号21320097)「日本語教育保障法」に向けた理論的・実証的研究—言語教育学と公法学の視点から—によるものである。

